



「ヨコハマ3R夢」
マスコット イーオ

第2号 平成26年11月28日発行
編集・発行：横浜市資源循環局業務課
☎045-671-2553

横浜市 資源集団回収通信

日頃よりごみの減量・リサイクルの推進にご協力いただきましてありがとうございます。
いよいよ今年も残すところあとわずかとなり、大掃除をされる方も多いかと思えます。
今回は当課に寄せられるよくある質問をご紹介します。



～よくある質問～

Q1：「その他の紙」を入れる紙袋がどうしてもない場合はどうすればよいですか？

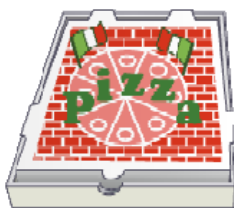
A1：紙袋をお持ちでない場合はビニール袋に入れて
お出しいただいても構いません。



Q2：紙マーク  がついたものは全て古紙で出せるのではないのですか？

A2：紙製容器包装識別マークは、紙製の容器や包装に表示が義務付けられているため、
リサイクルできない紙（汚れた紙、においのついた紙、リサイクルに向かない材質の紙）
にも表示されていることがあります。

× **リサイクルできない紙の例** × → 燃やすごみへ！！



ピザの箱



カップ麺の容器



アイスクリームの容器



洗剤の紙製容器



銀紙



紙おむつ



内側がアルミの紙パック



ティッシュペーパー

このほか感熱発泡紙（点字の紙など）、捺染紙（アイロ
ンプリント紙）、裏カーボン
紙もリサイクルできません



（裏面あり）

Q3：シュレッダーした紙は古紙ですか？燃やすごみですか？

A3：シュレッダーした紙であっても古紙としてお出しいただけます。

○ 回収できる紙の例 ○



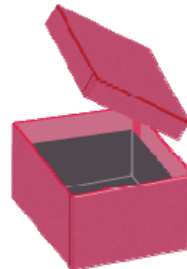
シュレッダーした紙



包装紙



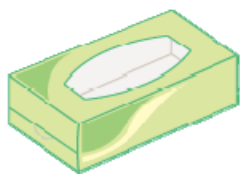
ちらし



お菓子の箱



メモ・ふせん



ティッシュの箱
(ビニール部分は除く)



トイレットペーパーの芯



ハガキ



封筒
(フィルム部分は除く)



レシート

Q4：回収場所に段ボールだけ残っています。業者が回収し忘れたのでしょうか？

A4：同じ古紙でも段ボールや新聞など、品目ごとに回収する車両が異なる場合があります。

残っているものも時間を置いて回収されますのでしばらくお待ちください。

また、天候や資源物の量により回収の時間は日によって変わります。

資源物を出す時間（午前8時まで）は必ず守ってください！

後から資源物を出されると業者さんの回収に支障を来します。



〈お願い〉

☆奨励金の交付申請時に必要書類以外のものが同封されていることがございます。

(例：申請書・回収伝票の控え、計量証明、仕切書 など)

必要書類は **奨励金交付申請書（第4号様式）**、**回収伝票（第3号様式）** の2つです（※）。

郵送される前に混入書類がないか今一度ご確認をお願いいたします。

※団体さんが回収を行い、業者さんに直接資源物を持ち込んでいる場合は計量証明も必要です。

☆おかげさまで資源集団回収通信創刊号につきましては、

送付後に回覧・配布用として増刷希望のご連絡を数多くいただきました。

しかしながら、本市の厳しい財政状況の中、限られた予算の中で対応させていただくことが困難となっています。

大変お手数ですが、お送りしたものをコピーしていただくか、

本市ホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。



(URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-shimin/syudan/registration/download.html>)